

～学校いじめ防止基本方針～

豊中市立庄内さくら学園
令和6年(2024年)4月18日

第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

1 基本理念

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが個性ある人格をもったかけがえのない存在であり、権利の主体として、いかなる差別も受けることなく、その尊厳が重んじられ、人権が尊重されなければなりません。特に、安心して生きること、あらゆる暴力や虐待、いじめなどから守られること、自分らしく育つこと、自分の思いや意見を表明できることが大切にされなければなりません。

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、児童生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童生徒の人格のすこやかな発達を支援するとい指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自ら考え、行動し、仲間とともに豊かな社会をつくる子どもを育てる～つくる力、まなぶ力、つながる力～」を教育目標に掲げ、9年間の一貫した教育の中で、児童生徒の主体性を大切にし、お互いを認め合う関係づくりを目指している。その人権尊重の観点から、いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに学校いじめ防止基本方針を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「生徒指導委員会」

(2) 構成員

校長、副校長、教頭、首席、生徒指導主事、児童生徒支援コーディネーター
ステージ長、学年生徒指導、養護教諭、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、
通級指導教室担当、スクールソーシャルワーカー

(3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 年間計画（別添1）

別添として作成。

5 取組状況の把握と検証（PDCA）

生徒指導委員会は、第一ステージの児童を中心とした日、第二・三ステージの児童生徒を中心とした日の週2回開催し、児童生徒の状況把握と対応の検討を行う。各学期末に検討会議を開催し、気になる児童生徒の情報共有をするとともに、ケースの検証、年間計画の進捗状況の確認や必要に応じて学校基本方針や計画の見直しを行う。

第2章 いじめ防止

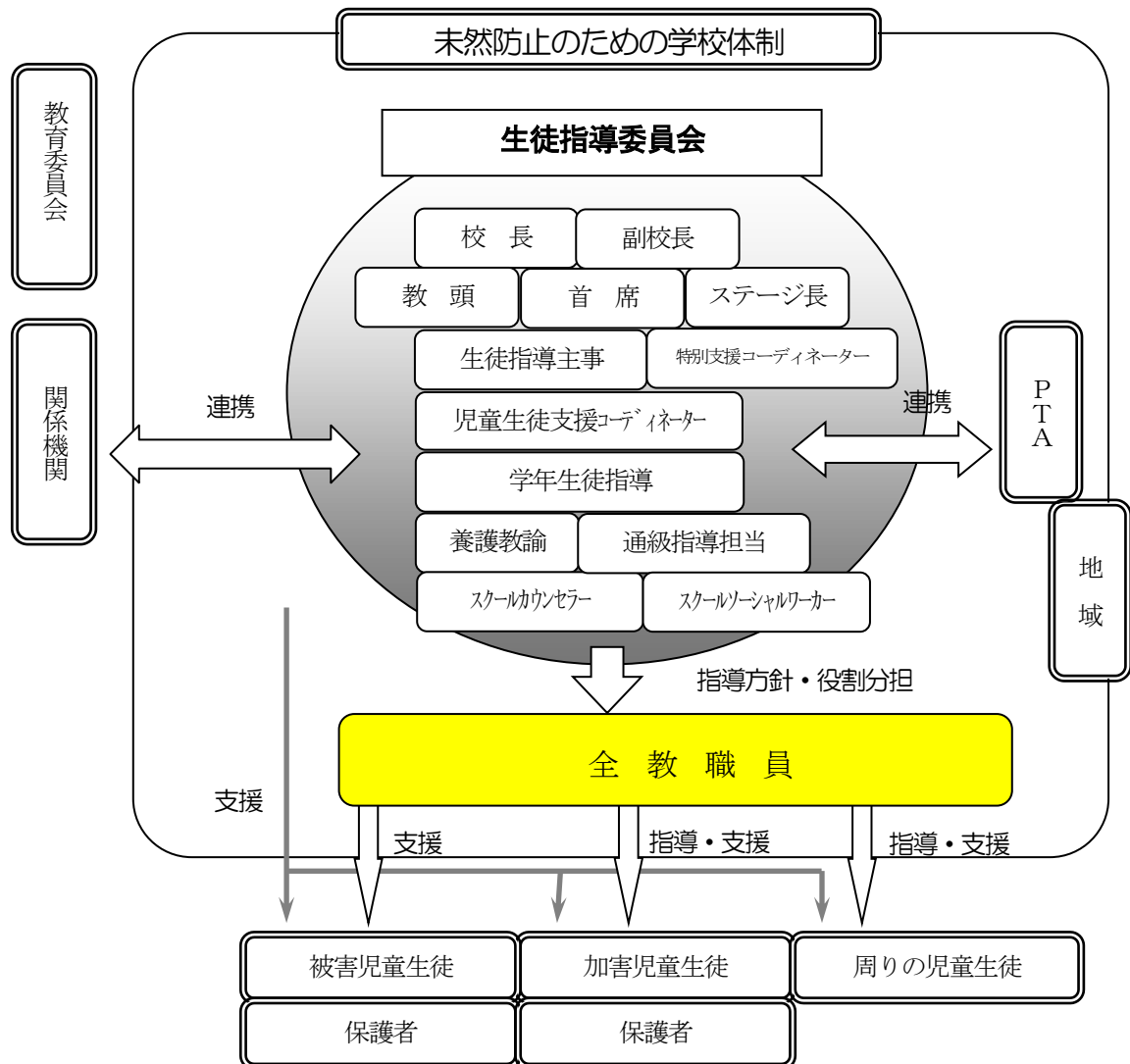
1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間、クラブ活動、部活動のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童生徒が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

児童生徒が安心、安全に学校生活を送れることを重視し、関係性を高められる活動や行事の推進、その関係性に基づいて形成される参加して楽しい授業の構築、また教職員、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの話し合いや交流の機会を多く持つるよ

うな相談活動の充実に努める。そして、児童生徒の気になる様子、状況について連絡、相談等の連携を丁寧におこなうために、次のような体制を組織する。



2 いじめの防止のための措置

「いじめ」はどの学校にも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組み、自己有用感を育むための活動を実践する。以下の働きかけの成果を検証する手段として、キャリアパスポート、振り返り、アンケート等を活用し、活動実態の見直しを行い、児童生徒の実態に応じた形でおこなう。

(1) 「居場所づくり」

○わかりやすい授業の実践

児童生徒が学校で過ごす中で一番長いのは授業の時間であり、その授業が児童生徒にとって、必要以上のストレスを高めてはいないかどうか。授業の始まり、あいさつ等の授業規律が確立され、安心できる時間となっていくように努める。授業の中で「わかる」「できた」「やってみよう」と感じ、児童生徒一人ひとりが居場所を感じられる授業づく

りを進める。そのために、第一ステージから第三ステージまでの教科会の充実をはかり、主体的、対話的で深い学びのある授業づくりを進める。さらに、公開授業月間を設定し、教職員が互いの授業を見合う、見せ合うことで改善し高めていき、研究テーマを基にした研究授業などを通して討議していくことで、児童生徒が安心して参加・活躍できる授業の実践を工夫していく。

○日々の生活の安心感

日常生活において、児童生徒一人ひとりの様子を観察し、小さなことでも見逃さずに、声掛けすることを心掛ける。また、友人関係にストレスを感じる時、そのストレスに負けずに問題解決に向かう姿勢を育むための手立てとして、他者への感謝の気持ちや他者を尊重する働きかけを推進していく。

(2)「絆づくり」

○自治活動を中心とした活動の実践

互いのことを認め合い、また心のつながりを感じることができ、児童生徒自らが主体的に取り組む活動（児童会生徒会、異学年交流、学校スローガンづくり等）を、児童会生徒会を中心に進めていくための働きかけを実践する。運動会等の各種行事、宿泊体験学習、各委員会の活動、異学年での活動、全校集会等で、日頃の成果が認められる機会を設定する。人の役に立つ、人に認めてもらうことで自己有用感を高め、仲間とのつながりの中で児童生徒の様子を観察し、その成果を評価していく。

○主体的、対話的で深い学びのある授業へ

学校全体で「めざす子ども像」を共有し、「つくる力、まなぶ力、つながる力」を育んでいくため、各教科のそれぞれの授業を横断的にとらえ授業研究をすすめる。第一ステージでは学年による研究を進める。第二・第三ステージでは教科による研究を行い、縦のつながりを意識したテーマを設定し研究を進める。また、全体として研究したテーマについてステージを越えて交流することにより、児童生徒ひとりひとりが社会で活躍するための力を伸ばす授業の実践を工夫していく。

(3)「さくら独自カリキュラム」

○SDGプログラム（S：庄内 D：大好き G：元気 プログラム）

児童生徒に未来を切り拓く力を育むために、地域・関係機関と連携した独自カリキュラムを設定し、取り組みを実践する。SDG1「かがやき」では学級づくり、演劇ワークショップ、音楽ワークショップ、ミュージカルワークショップ等を通して、コミュニケーション、表現、対話、他者と協力する力を育む。SDG2「つながり」では地域防災、校区インタビュー等を通して、身近な出会いから地域とつながる力を育む。SDG3「はばたき」では保育実習、職場体験学習等を通して、キャリア教育の充実をはかる。生活科、総合的な学習の時間と連動させながら系統的に学ぶ独自カリキュラムで9年間を通して一貫性のある取り組みを行い、未来の地域社会を担い、支える人材へと育成していく。

第3章 早期発見

1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあっている児童生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある児童生徒が、いじめにあっている場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする行動力が求められている。早期発見が早期解決につながるという認識を教職員全体で共有して、すべての事にあたることとする。

そして、児童生徒の現状分析を素早く的確につかむよう努める。さくらタイム、20分休み、昼休み、放課後等で児童生徒と関わる機会を多くし、児童生徒の様子に注意を払う。また、現状分析のために担任、専科が些細なことでも情報を共有し、教職員全員で個々の児童生徒理解に努める。さらに、児童生徒の情報を児童生徒カルテ（さくらカルテ）に記載し、9年間を通して積み重ねていくことで、児童生徒を把握し、情報共有を深める。

2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的なアンケートを実施

第一ステージでは実態把握の方法として、学校生活の振り返り（ニコニコカード）を月末に記入させる。月末に記入したニコニコカードをもとに必要に応じて面談を行う。第二・三ステージでは実態把握の方法として、各学期末にアンケート（よりよい学校づくりアンケート）を記入させる。その情報を共有し、必要に応じて学年、ステージ、学校全体で相談・検討をおこない、速やかに対応していく。

(2) 誰にでも相談できる環境づくり

第二・第三ステージでは教育相談週間と題して、スクールカウンセラーや養護教諭、校長・副校長・教頭等全ての教職員に相談できる機会を年間4回設ける。さらに、二者懇談等も実施し、教職員と児童生徒が顔を合わせてコミュニケーションを図る機会を設定する。児童生徒が安心して抵抗なくコミュニケーションが図れるようにするために、声掛けや関わりをたくさん行うように心掛け、良好な関係性を構築できるよう努める。そして情報を共有し、学校全体で個々の児童生徒理解に努める。

保護者に対してもスクールカウンセラーの活用、教育相談ダイヤル等、相談体制を広く周知する。

(3) 子どもをチーム学校でサポートする体制づくり

担任、学年生徒指導、ステージ代表が情報を整理し、学年職員、管理職、学校全体に報告する。情報共有を学校全体でスムーズに行えるよう、校内の情報共有シート（さくらシート）において、案件の記入を行う。その際、状況に応じて検討、討議をおこない、早期発見から早期解決につなげられるようにする。情報交換を有意義なものとするために、全教職員がアンテナを高く張り、児童生徒の様子をつかむよう努める。

(4) 開かれた学校づくり

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受けとめることができるよう、オープンスクール・授業参観・地域の協力を得て行われる行事等を通して、保護者はもちろんのこと地域の方々と連携する。コミュニティースクール（学校運営協議会）のしくみのもと、授業補助、登下校中の見守り活動等で開かれた学校づくりを推進していく。

第4章 いじめに対する措置

1 基本的な考え方

いじめにあった児童生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ児童生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた児童生徒が課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚したりすることが困難な状況にある場合がある。よって、いじめた児童生徒が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた児童生徒は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると思う。

そのような、事象に関係した児童生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

児童生徒や保護者への対応では、状況に応じて、教育委員会や外部機関等との連携を積極的に進めていくことにより、早期解決に向けて組織として対応する。

2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から丁寧に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあったりした場合には、真摯に傾聴する。その際、いじめられた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保するよう配慮する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年職員、学年生徒指導、生徒指導主事、管理職等に報告し、いじめの防止等の対策のための組織（生徒指導委員会）と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、教育委員会に報告し、相談する。
- (4) 被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、丁寧に行う。
- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と連携し、対応方針を検討する。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

3 いじめられた児童生徒又はその保護者への支援

いじめた児童生徒への指導等により、いじめられた児童生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保し、いじめられた児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。その際いじめられた児童生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、生徒指導委員会が中心となって対応する。状況に応じて、スクールカウンセラー等の協力を得て対応を行う。

4 いじめた児童生徒への指導又はその保護者への助言

- (1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童生徒からも事実関係の聴取を行う。いじめに関わったとされる児童生徒からの聴取にあたっては、個別に複数で行うなどの配慮をする。
- (2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- (3) いじめた児童生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも視点を置き、当該児童生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。
その指導にあたり、学校は複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラー等の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

5 いじめが起きた集団への働きかけ

- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童生徒に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや苦しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。また、同調していたり、はやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしてきた「傍観者」として行動していた児童生徒に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童生徒にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。「観衆」や「傍観者」の児童生徒は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童生徒に徹底して伝える。
- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童生徒だけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童生徒一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童生徒が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。そのため、認知されたいじめ事象について家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童生徒の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童生徒への対応のあり方を見直す。

その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童生徒のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等とも連携する。特に各種行事等は児童生徒が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童生徒同士が意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

6 インターネット上のいじめへの対応

- (1) インターネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、生徒指導策委員会において対応を協議し、関係児童生徒からの聞き取り等の調査、児童生徒が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童生徒の意向を尊重するとともに、当該児童生徒・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 未然防止の観点から、教科、道徳、総合的な学習の時間等を通じて、情報モラル教育を進め、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習、「情報の発信者」として必要な知識、能力を学習する機会を設ける。さらに、発達段階に応じて、スマホ安全教室、非行防止教室等を企画する。

7 いじめ解消の定義

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが解消している状態とは、すくなくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

(1) いじめに関わる行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当期間は、少なくとも3カ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性から、さらに長期の機関が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、教育委員会又は学校の判断により、長期の機関を設定する。

(2) 被害者が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害者がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、いじめが解消されたように見える場合においても、時間をおいて再発する場合やより巧妙に見えにくく行われている場合があることを認識し、当該児童生徒への継続的な指導やケアを行う。

8 重大事態への対応

重大事態とは、いじめにより児童生徒が生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。いじめにより児童生徒が相当の期間、学園を欠席することを余儀なくさ

れている疑いがあると認められるときとされている。なお、相当期間の欠席とは、年間30日を目安とする。重大事態と想定されるケースとして、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合等が想定される。重大事態と考えられる事案が発生した際には、豊中市いじめ防止基本方針に基づき、直ちに教育委員会に報告し、適切に連携し対応する。